

令和6年度

第1回倉浜衛生施設組合議会臨時会  
会議録

令和6年6月28日 開会  
令和6年6月28日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

議事日程第1号

令和6年6月28日(金)

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 議案第1号 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について  
第4 議案第2号 最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事(その2)の請負契約について  
第5 報告第1号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件  
(議事日程のとおり)

出席議員(13名)

1番	伊禮	悟	議員	8番	屋富	祖功	議員
2番	上地	崇	議員	9番	伊佐	哲雄	議員
3番	栄野比	和光	議員	10番	棚原	明	議員
4番	喜友名	秀樹	議員	11番	又吉	亮	議員
5番	桑江	直哉	議員	12番	宮城	政司	議員
6番	小谷	良博	議員	13番	高安	克成	議員
7番	町田	裕介	議員				

説明のため出席した者の職、氏名

副管理者	松川正則	総務課長	天貝壽也
副管理者	渡久地政志	総務課主幹	辺士名俊明
事務局長	山城満	総務課主幹	町田洋人
次長兼業務 第一課長兼 業務第二課長	宮里学		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長	米須健	総務課主査	大城和佳
------	-----	-------	------

○柴野比和光 議長

皆さんおはようございます。

ただ今より、令和6年度第1回倉浜衛生施設組合議会（臨時会）を開会いたします。

ただ今の出席議員数は13名でございます。照屋正治議員より欠席の届け出があります。

定足数に達しております、会議は有効でございますので、本日の会議を開きます。

それでは、開会のご挨拶を副管理者にお願いいたします。

松川 副管理者。

○松川正則 副管理者

皆様改めましておはようございます。開会の前に事務局長から報告がありましたように管理者の桑江沖縄市長が発熱のために本日は欠席ということでご理解をお願いしたいと思います。

従いまして本日は副管理者の私と北谷町の渡久地町長とで対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。

令和6年度 第1回 倉浜衛生施設組合議会 臨時議会、本日このようにお集まりをいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

今臨時会におきましては、議案が2件と報告案件が1件ございます。事務局のほうからしっかり説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それではよろしくお願いいたします。以上です。

○柴野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において上地崇議員、高安克成議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日6月28日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○柴野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日6月28日の1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

議案第1号 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について。

このことについて、別紙のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び倉浜衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

1. 契約の目的、令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事

2. 契約の方法、随意契約

3. 契約金額、7億2,889万3,000円

4. 契約の相手方、住所 東京都大田区羽田旭町11番1号、商号又は名称、荏原環境プラント株式会社、代表者氏名 代表取締役社長 山 田 秀 喜

それでは概要をご説明いたします。

別冊の議案説明資料の1ページをお願いいたします。

5. 契約方法の随意契約の理由ですが、令和5年度に今回の工事範囲を含めた施設全体を対象とした公募型プロポーザル方式を行った結果、応募者は荏原環境プラント株式会社1社でありました。

日常のごみ処理を円滑に実施しながら、更新機器の製作、納品時期を踏まえた効率的な工事期間、また今後、施設全体を延命化するうえで、運転のメンテナンス状況を踏えた、必要な機器の優先順位などが提案され、基準を満たしているものであり、本設備改造工事については、荏原環境プラント株式会社を契約の相手方として契約したいと考えております。

次に、2ページの事業概要をお願いします。

2の工期及び財源でございます。

工期は、約9ヶ月、財源としては、循環型社会形成推進交付金を活用するものでございます。補助率は2分の1となっております。

3. 整備概要、4つの機器更新となっております。

「集じん装置灰排出コンベヤ」、「触媒脱硝装置」、「集じん装置灰排出弁」、「集じん灰用切替ダンパ」となっております。

説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○榮野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

屋富祖 功 議員。

○屋富祖功 議員

件名、令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について質疑させていただきます。今説明がありましたように今回は随意契約ということで、公募をかけたところ1社しか来てないということですが、この7億2,889万3,000円。この1社が単独で工事をやることだと思いますけど、その荏原環境プラント株式会社さんが今回契約方となっておりますけどね、この工事に関して、2市1町の例えば下請けとか、材料の調達とか、こういった条件などは付けているのか。教えていただきたいと思います。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

屋富祖議員の質問にお答えします。今回の基幹的設備改造工事につきましては、プロポーザル方式でプレゼンテーションを行っております。その中で事業者のほうからは、地元活用の発注ということも提案がございました。

また、うちの発注にかかる見積り設計図書の中でも資材等の発注は地元の活用ということを謳っております。以上でございます。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。地元優先で使うと、資材に関しても極力地産地消ということで、理解いたしました。これを聞いて安心しました。ありがとうございます。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第1号 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。議案第1号 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第2号 最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事(その2)の請負契約について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

議案第2号 最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事(その2)の請負契約について。

このことについて、別紙のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び倉浜衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

1. 契約の目的、最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事(その2)
2. 契約の方法、随意契約
3. 契約金額、7億5,296万1,000円

4. 契約の相手方、共和化工株式会社・有限会社内盛産業建設工事共同企業体 代表者住所、那覇市字仲井真243番地2、商号又は名称、共和化工株式会社 沖縄営業所代表者氏名、所長 瀧澤 篤。構成員住所、沖縄市高原四丁目26番12-2号、商号又は名称、有限会社 内盛産業 代表者氏名、代表取締役 内間 安盛

それでは、概要説明をご説明させていただきます。

別冊の議案説明資料の5ページをお願いいたします。

5. 契約の方法、随意契約の理由ですが、令和5年3月に老朽化した処理設備全体の設計及び更新工事を行うために公募型プロポーザルを行った結果、2社の応募がありました。

選定の結果、自動運転システム及び設備管理システムを構築し、維持管理の容易性の向上や、近年の流入水質を考慮した生物処理設備の強化を行い、施設の安定稼働に寄与できるなどの提案がなされており、すべての項目において、基準を満たしていることから、本基幹改良工事については、共和化工株式会社・有限会社内盛産業建設工事共同企業体を契約の相手方として契約したいと考えております。

続きまして、整備概要については、6ページをお願いいたします。

2. 工期及び財源でございます。

工期は、約19ヶ月で、財源としては、地方債及び倉浜衛生施設組合最終処分場

整備等基金となっております。

整備概要については、7ページをお願いいたします。

写真にありますとおり、施設全体の各処理設備の更新工事を行うものとなっております。

説明は以上となります、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

おはようございます。同議案について質疑したいと思います。最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事（その2）ということで、この資料の6ページですかね、これに図がありますけれども、この中で右側のほうに、放流水質というものがあります。BODとかSS、CODとかいろいろありますけれども、こういう一般廃棄物の最終処分場のこういう放出水の基準等があると思うんですけれども、今回ですね、新しく作られるものもそうなんですけれども、今回、今ある施設もですが、この基準に沿った形になっているのかという質疑とですね、あとやはり2市1町の問題でPFAS汚染の問題がございますけれども。この最終処分場のこの放流水は比謝川に流れてですね、北谷浄水場でですね、2市1町に排水されているわけなんですけれども、やっぱりこのPFASですね、こういう基準等はあるのかという部分とですね、またなければですね、やはりこれは私たちの飲み水に直接かかわって来る問題でもありますので、年に何回かこういう検査ができるかという部分を質疑したいと思います。よろしくをお願いします。

○柴野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

桑江直哉議員の質疑にお答えします。まず1点目の放流水の基準ということですが、これは河川に放流するわけですから、その辺の基準はございます。また、地域との協定もございます。その辺はしっかり守っていける施設だと考えております。

あと、PFASの件ですけれども、うちの施設、最終処分場は対象外と考えておりますので、その辺はですね、県の動向を見ながら、今後しっかり動向を見守っていきたいと考えております。以上です。

○柴野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

飲み水の問題にもかかわってきますので、確かに今、基準としてはですね、国の基準もこのPFASに関しては、この一般廃棄物の最終処分場のこの排水基準と言いますかですね、それにはないかもしれないんですけども、やはりこれは私たちのこういった最終処分場からこういう汚染されているものが万が一出ているとなるとですね、やはりこれは問題になって来ると思いますので、しっかりその辺のですね、対応については、是非これはもちろん管理者の裁量になって来る部分もあるかと思うんですけども、万が一こういう部分がこの最終処分場から多くのこういった物質が出ているということが万が一出て来た場合はですね、やはり私たちの責任にもなって来ると思うので、こういう部分はしっかりと対応していただければと思います。ありがとうございます。以上です。

○柴野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

よろしくお願ひします。説明資料の2の工期及び財源というところで、工期が約19か月ということは、1年と7か月ですか。その間のこの処理の工法というんでしょいかね。どのような対応を取るのかということと。

それから財源ですけども、これって補助メニュー、その補助金とか活用できないものでしょうか。見ると地方債とそれから基金を当てるというふうなことのようですけども、その辺ご説明をお願いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

伊佐議員の質疑にお答えします。工事期間中の水処理に関しては、施設内の埋立地に、仮設プラントを造りまして、水槽等処理設備を設置して浸出水の処理を行っていく。特に工事期間中に関しての水処理が滞るとか、そういうのはございません。以上でございます。

○柴野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。補助金に関してでございますが、熱回収施設のほうで使わせていただきました。循環型社会形成推進交付金につきましては、こちらの最終処分場については対象外となっておりますので、今回は、基金のほうと地方債のほうを活用させていただいているところでございます。以上です。

○柴野比和光 議長



伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

対象外ということでありませけれども、何かほかの補助メニューは全くないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。防衛省の持っている交付金等の活用についても、検討はさせていただきましたが、こちらについてもやはり対象外となつてございました。そのために今回はこのような財源という形で進めさせてもらっているところでございます。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第2号 最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事(その2)の請負契約について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事(その2)の請負契約について、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、報告第1号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

報告第1号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

令和6年6月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

それでは、概要をご説明申し上げます。

別冊の議案説明資料の11ページをお願いいたします。

2. 事業名、熱回収施設基幹的設備改造工事 他5件
3. 繰越件数、6件
4. 繰越額、6億5,038万9,000円
5. 繰越の主な経費、工事請負費、需用費

繰越の理由としましては、下の表をお願いいたします。

1. 熱回収施設基幹的設備改造工事は、国の補正予算における事業のため繰越したものであります。

2のS I S設備用部品購入から5の電気計装設備修繕整備までが資材不足により、機器等の納期に遅れが生じたため、繰越したものであります。

最後に6の不燃ごみ粗破砕機修繕整備については、当初、県外製造メーカーと特命随意契約を行う予定で進めておりましたが、改めて、地元企業でも対応できないかなどの確認作業を行った結果、地元でも対応可能だということで、その確認作業など業者選定に時間を要したため繰越したものであります。

すべての事業において、令和6年度中に完了予定となっております。

報告は以上となっております。よろしくをお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

(『質疑なし』の声あり)

○柴野比和光 議長

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終結いたします。

以上で当局の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩 (午前10時25分)

再開 (午前10時25分)

○柴野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柴野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前10時27分)

再開 (午前10時27分)

( 閉会して良いが確認。 )

○柴野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和6年度第1回倉浜衛生施設組合議会（臨時会）を閉会いたします。  
大変お疲れさまでございました。

閉会 (午前10時27分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年 9 月 26 日

議 長

栗野 光利

会議録署名議員

上地 崇

会議録署名議員

高木 克成